基本計画

序　章

第１章　人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

第２章　施 策 の 大 綱

序　章

序　章

1．基本計画の役割

基本計画は、基本構想に掲げたまちづくりの大綱に基づいて、必要な施策の方向と内容を体系的に示すとともに、年次別事業計画を示す実施計画の基礎と目標になるものです。

今後展開するさまざまな施策は、基本計画に沿って実施されていく必要があり、これらの実施状況を調査、検証、評価するための会議などを設置し、基本計画をフォローアップします。

なお計画期間は10年としますが、時代潮流の変化や基本計画の進捗状況を踏まえ、策定後5年を目途として基本計画の見直しを行います。

2．基本計画の趣旨と構成

基本計画は、序章のほか、第１章「人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり」と第２章「施策の大綱」で構成します。

施策の大綱に示すそれぞれの施策の実施にあたっては、常に第１章に示す理念や市民参加などを事業のしくみとして積極的に織り込みながら、進めていくものとします。

第１章　人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり

基本構想で明らかにした将来像を織り成していくための横糸として、第２章の施策の大綱を貫く市民参加のしくみを示します

第２章　施策の大綱

基本構想の施策の大綱に掲げた、将来像を実現するための施策を縦糸として体系的に示します。

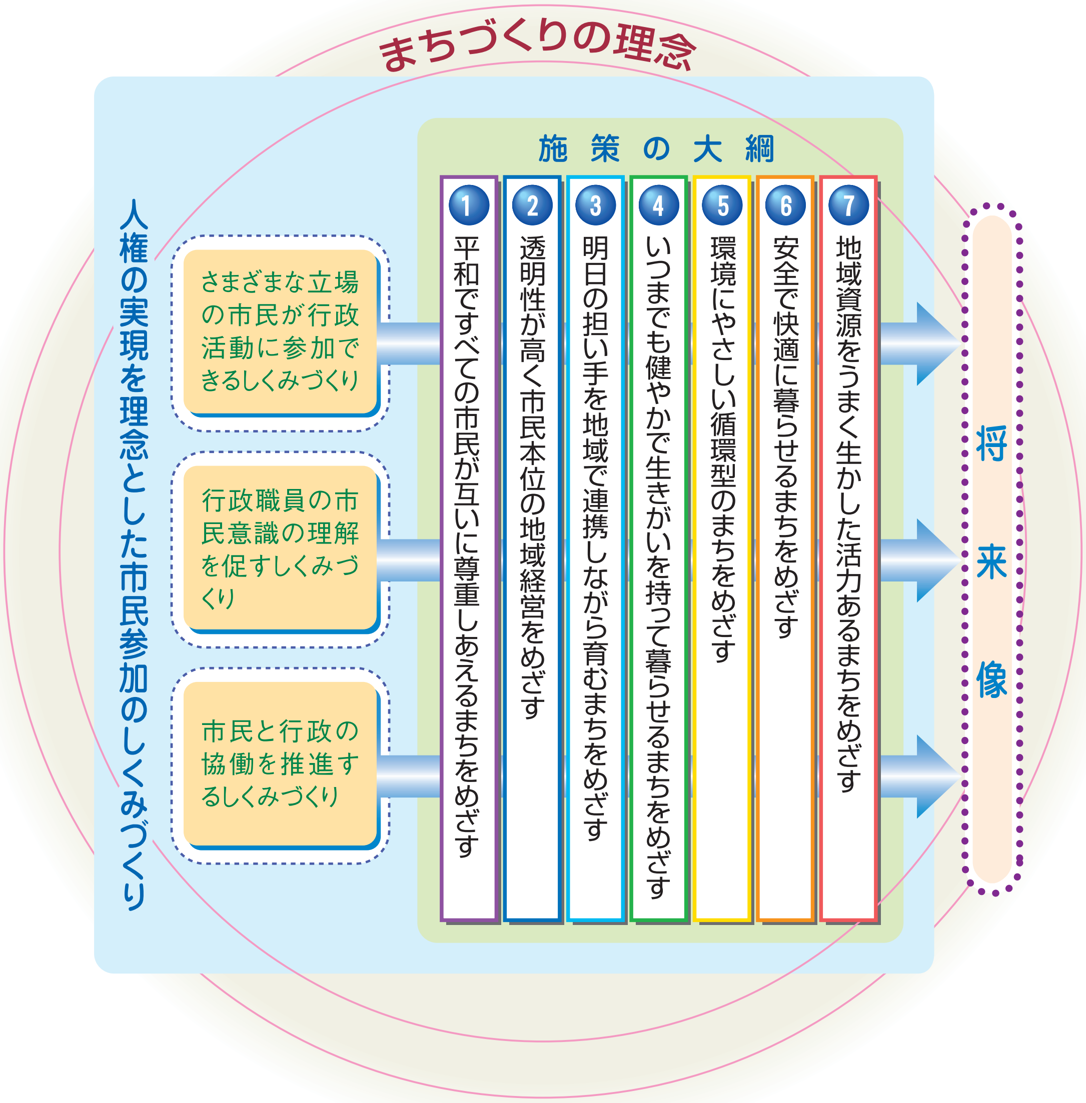

基本計画の第１章及び第２章それぞれの構成は次の通りとします。

○ 時代潮流と背景
・・・近年の社会潮流や政策の動向などについてまとめています。

○ 富田林の現状と課題
・・・富田林における現状や課題を示しています。

○ 方向と目標
・・・進むべき方向と、10年間に到達すべき姿を目標として示しています。

○ 目標を実現するための施策
・・・目標を実現するため、具体的に推進する施策を体系的に示すとともに、その概要を示しています。

○ 施策の現状
・・・施策に係る富田林の現状を示しています。基本的には、施策として今後も必要に応じて改善を加えながら継続されるものです。

○ これからの施策
・・・富田林のこれから10年の施策を示しています。なお第２章のこれからの施策については、施策の行動指針を踏まえて実施していきます。

3．施策の行動指針

これからの施策については、施策の実施にあたり、基本構想に示されたまちづくりの理念と、それを基本とした将来像を実現するための重要な視点として、5つの行動指針を設定します。

① 市民が主役のまちを実現する

・・・さまざまな人の人権の実現と市民から負託された市民のための行政の実現をめざし、地域やまちづくりに係るさまざまな課題や情報を市民と行政が共有し、市民参加と市民との協働を進めます。

② 市民ニーズに対応し横断的に進める

・・・満足度の高いサービスの提供を行えるよう、市民生活の実態に合わせ所管にとらわれず全庁横断的に調整するとともに、関係機関との有機的な連携を深め施策の展開を図ります。

③ 地域のつながりを活かす

・・・市民や地域が抱えるさまざまな課題の解決に向け、コミュニティとしてのまとまりやさまざまな市民活動団体や事業所、大学などの結びつきを強め、地域におけるつながりを活かすような施策を推進します。

④ 資源循環を推進する

・・・自然環境や歴史文化、多様な人材、またこれまで整備されてきた施設や都市基盤など、富田林の有形無形のさまざまな地域資源を改めて見直し、それらを積極的に活用しながら、地域の資源循環を意識した施策を展開します。

⑤ 透明性が高く効率的な行財政づくりを進める

・・・市民への説明責任を果たすために目標や成果とその過程を明らかにし、積極的な情報公開を進めるとともに、公共性を確保しつつ、より少ない経費で大きな効果を生み出せるよう、透明性が高く効率的な行財政づくりを進めます。